

弘前地区消防防災協会会則

第1章 総則

第1条 本会は、弘前地区消防防災協会と称する。

第2条 本会の事務局は、弘前地区消防事務組合消防本部内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、消防防災に関する知識の向上と、各事業所の健全な発展を目指して災害予防に努めるとともに、会員相互の融和親睦を図りもって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火管理の研究に関すること。
- (2) 消防関係法令の普及に関すること。
- (3) 災害予防に関する知識の普及と広報に関すること。
- (4) 災害発生時の相互協力に関すること。
- (5) 会員の教養、研修に関すること。
- (6) 災害予防及び自主防災技術の改善並びに本会の発展に特に功労のあった者等に対する表彰に関すること。
- (7) 災害発生時又は本会運営上特に功労のあった者等に対する弔慰等に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成のため必要と認める事項。

第3章 組織及び役員

第5条 本会は、次の会員を持って構成する。

- (1) 消防法に定める防火対象物の関係者。
- (2) 消防法に定める危険物を製造、貯蔵又は取扱いをする関係者。
- (3) 液化石油ガス又は圧縮アセチレンガス等の製造、貯蔵又は取扱いをする関係者。
- (4) その他、本会の目的に賛同する者。

第6条 本会に入会しようとする場合は、部会長をとおして別記様式第1号により会長に提出するものとする。

第7条 会員が退会しようとするときは、部会長をとおして別記様式第2号により、会長に提出するものとする。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 38名以内
- (4) 監事 3名

第10条 会長は、総会において理事をもって構成する選考委員により、会員の中から選任する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。

第11条 副会長は、総会に諮り会員の中から会長が委嘱する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 理事は、各部会を単位として選出するものとし、その数は、別に定める。

- 2 理事は、各部会より推薦された者を総会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 理事は、重要会務を議決するとともに、各部会を分掌し、諸事業の対策推進にあたる。

第13条 監事は、総会に諮り会員の中から会長が委嘱する。

- 2 監事は、会計を監査する。

第14条 本会に事務局長及び参与を置く。

- 2 事務局長及び参与は、次の会務を処理する。
 - (1) 庶務及び会計に関する事項。
 - (2) 事業計画の立案及び実施に関する事項。

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任又は委嘱された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 会議

第17条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

第18条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第19条 総会は、毎年1回以上招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 会則の変更及び改廃に関すること。
- (4) その他会長において必要と認めた事項。

第20条 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 事業計画の実施運営に関すること。
- (3) 臨時総会を招集する暇なしと認めた重要な事案に関すること。
- (4) 懸案事項の推進処理の方針及び措置対策に関すること。
- (5) その他会長において必要と認めた事項。

第21条 類似業態別又は同一地域ごとの会員によって部会を置く。

2 部会の運営については、別に定める。

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が指名した出席会員2名以上が署名するものとする。

3 議事録は、次の事項について作成するものとする。

- (1) 会議の目的たる事項、日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過及び結果
- (4) その他の必要な事項

第23条 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第5章 会費及び会計

第24条 本会議の経費は、会費及び助成金、寄付金をもってこれにあてる。

第25条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 会費 年額5,000円
- (2) 賛助費 1口以上(1口 5,000円)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第6章 雑則

第27条 この会則の施行に関して必要な事項は、役員会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、昭和43年7月1日から施行する。

改正	昭和45年7月15日	昭和45年度定時総会	改正	平成元年7月19日	平成元年度定時総会
改正	昭和46年7月15日	昭和46年度定時総会	改正	平成10年7月27日	平成10年度定時総会
改正	昭和47年7月15日	昭和47年度定時総会	改正	平成22年7月20日	平成22年度定時総会
改正	昭和48年7月10日	昭和48年度定時総会	改正	平成26年7月25日	平成26年度定時総会
改正	昭和51年7月1日	昭和51年度定時総会	改正	平成26年12月25日	平成26年度臨時総会
改正	昭和52年7月15日	昭和52年度定時総会	改正	令和元年5月17日	令和元年度定時総会
改正	昭和53年7月13日	昭和53年度定時総会	改正	令和3年5月28日	令和3年度定時総会
改正	昭和54年7月14日	昭和54年度定時総会	改正	令和6年5月31日	令和6年度定時総会
改正	昭和55年7月21日	昭和55年度定時総会	改正	令和6年5月31日	令和6年度定時総会
改正	昭和56年7月21日	昭和56年度定時総会	改正	令和8年5月29日	令和8年度定時総会

改正後の会則は、令和8年5月29日から施行する。